平成２４年（フ）第６３６号
千葉県船橋市習志野台２丁目13番10号ハイネス木内203号
債務者　生湟志乃美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４４号
千葉県市川市東大和田２丁目17番14号　コーポナンバ103号
債務者　蔀　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４７号
千葉県市川市稲荷木１丁目26番１―205号　ハイホーム本八幡
債務者　松見正二郎
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５２号
千葉市美浜区幸町２丁目13番６棟405号
債務者　藤本　早苗（旧姓有泉）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５７号
千葉県市川市須和田２丁目28番19号　野村荘201号
債務者　丸山　幸一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６７号
千葉県市原市惣社３丁目４番地11　ニューメゾンヤツカ301
債務者　野崎　義洋
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７２号
千葉県八千代市大和田新田509番地２モナーク八千代中央202号
債務者　河野　桃代
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７５号
千葉県習志野市津田沼３丁目15番３―202号
債務者　浅間ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８９号
千葉県八千代市大和田270番地60　レモンハイツ202号
債務者　斎藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０１号
千葉県市原市五井東１丁目16番地18　五井ハイツＣ棟101号
債務者　新屋　光広
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３２号
千葉県船橋市二和西４丁目35番13号桂荘202号
債務者　上野　里江（旧姓伊地知）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
静岡県賀茂郡南伊豆町下小野１番地の６
債務者　一重めぐみ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１８号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3031番地の２　グリーンヒル金指Ｄ棟２号室
債務者　木内　利勝
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第８８３号
名古屋市中川区豊成町１番４―513号　豊成団地
債務者　鈴木　義幸
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１８６号
名古屋市熱田区伝馬１丁目５番８号　シティピア伝馬町701号
債務者　自念　典子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０５号
名古屋市中川区西伏屋３丁目307番地　コーポラスＳＫⅡ201号
債務者　濵田　一正
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２９号
名古屋市南区西又兵ヱ町２丁目144番地　ハウス共和205号
債務者　平松　　斑
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部